

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第12号
件名	文京シビックセンター駐車場条例施行規則における 「区議会議員の職にある者」の使用料に関する削除 あるいは見直しを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 文京区において真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田珠里
紹介議員	沢田けいじ 板倉美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

文京シビックセンター駐車場の使用料については、「文京シビックセンター駐車場条例施行規則」の第六条第一項第一号(*1)において、「区議会議員の職にある者 年額二万五千元」となっていて、令和元年6月28日の総務区民委員会での区議会事務局長の答弁によれば、平成30年度は「13名の方が御利用の申請をなさって、そのうち10名の方が政務活動費として申請して」おり、「今期につきましては、14名の方が駐車場の利用ということでお申込みをされてい」とのことでした。

しかし、本会議や委員会出席に際しては、文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第七条第2項の規定に基づき「日額旅費として三千元を支給する」となっているほか、政務活動費を充てられることを鑑みれば、区民としては「年額二万五千元」の妥当性や合理的根拠に疑問を抱かずにはられません。

「区議会議員の職にある者 年額二万五千元」という規定が、区民から特権的に見えたり、特権に近いのではないかと思われたりするのには、客観的事実に基づいた積算根拠等が明らかではなく、その妥当性・合理性が不明であるところも原因のひとつになっていると考えます。

この規定ができた当時と現在の経済・社会状況が大きく変化し、区民による議会への要請水準も多岐にわたって高まるなか、廃止すべきであるかないか、廃止しないのであれば、その妥当性と合理的根拠を示した上で、現在の状況に合わせた料金設定とすることが求められると思います。そこで貴議会に対し、以下の請願を致します。

請願事項

- 1 文京シビックセンター駐車場条例施行規則第六条第一項第一号を削除（同規定の廃止）してください。

(*1) 文京シビックセンター駐車場条例施行規則

(使用料の額)

第六条 条例第五条第四項の規定による使用料の額は、次の各号に掲げる額とする。

- 一 区議会議員の職にある者 年額二万五千元